

重 点 事 项

1 地域福祉の推進等について

現在、「誰もが、その人らしい安心のある生活を送ることができる環境を地域において実現する」ため、改正介護保険法や障害者自立支援法の施行などにより、地域での生活の継続、入院・入所者の地域生活への移行支援について、諸施策が実施されているところである。

しかし、地域社会を取り巻く状況をみると、児童への虐待、家庭内暴力、一人暮らしの方の孤立死、高齢者への詐欺行為、引きこもりなど、家族関係の変化や地域住民相互のつながりの希薄化などにより、看過できない様々な問題が顕在化しており、「地域生活の安心」が十分保障されているとは言い難い状況にある。

このような状況を踏まえ、誰もが地域で普通に暮らすことができる社会を実現するためには、地域における福祉の基盤の充実が不可欠であり、都道府県、指定都市及び中核市においては、今後、次のような取組みを通じて地域福祉の推進を積極的に図る必要がある。

(1) 地域福祉等推進特別支援事業の創設について

ア 平成19年度から、これまで「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において実施してきた事業のうち、「地域福祉推進支援事業」、「ボランティア振興事業」及び「地域福祉ネットワーク事業」を統合し、「地域福祉等推進特別支援事業」を創設したところである。

イ 本事業は、「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的取組みに対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図ることを目的とするものである。

ウ 本事業に関する現時点での検討状況や平成19年度からの事業実施にかかる留意事項等については、下記のとおりであるので、都道府県・指定都市においては、本事業の趣旨を認識いただくとともに、管内市町村をはじめ社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人など地域福祉に携わる活動主体に対して、広く事業の周知を願いたい。

地域福祉等推進特別支援事業について（案）

1. 目的

本事業は、地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的取組みに対する支援を通じて、地域福祉の一層の推進を図ることを目的とする。

2. 実施事業

(1) 小地域福祉活動推進事業

ア 実施主体

実施主体は、市区町村、特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益法人、その他厚生労働大臣が適当と認める団体とする。

ただし、実施主体は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる特定非営利活動法人又は社会福祉法人等に事業の一部を委託することができる。

イ 事業内容

小地域において本事業の目的を推進する事業

【事業例】

- 災害時の要援護者支援に向けた取組み
- 生活立て直しに関する相談、援助等の取組み
- 学童の通学安全確保のための取組み
- 孤立死、徘徊等の予防に向けた取組み
- ホームレスの自立支援に向けた取組み
- その他地域福祉の推進を図る先駆的・試行的取組み

(2) 広域福祉活動推進事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益法人、その他厚生労働大臣が適当と認める団体とする。

ただし、実施主体は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる特定非営利活動法人又は社会福祉法人等に事業の一部を委託することができる。

イ 事業内容

広域において本事業の目的を推進する事業

【事業例】

- 災害時に備えた福祉救援・ボランティア活動支援体制の整備や多様な主体との連携、コーディネートによるネットワークづくり
- NPO等の組織化支援やボランティア団体のネットワークづくり
- 先駆的・試行的活動の収集と普及、新たなプログラム開発
- 団塊の世代など退職者の地域福祉活動促進に向けた取組み
- 都市部、過疎地間など「地域間交流の促進」による広域の出会いの場の創出
- その他地域福祉の推進を図る先駆的・試行的取組み

3. 補助率

(1) 小地域福祉活動推進事業

国1/2、市区町村1/2

(2) 広域福祉活動推進事業

国1/2、都道府県・指定都市1/2

4. 基準額（総事業費）

(1) 小地域福祉活動推進事業

1事業あたり3,000千円以内

(2) 広域福祉活動推進事業

1事業あたり5,000千円以内

5. 事業の採択

国に有識者からなる「地域福祉等推進委員会」を設置し、協議事業採択の可否の検討を行う。

6. 実施上の留意事項

(1) 地域福祉等推進委員会においては、「先駆性」、「独創性」、「実効性」を勘案して、協議事業採択の可否の検討を行う。

(2) 他制度による補助対象事業又は地方公共団体の補助事業により実施していたものは採択しない。

(3) 事業の大部分が設備または備品購入費等であるものは採択しない。

(4) 営利を目的とした事業は採択しない。

(5) 総事業費が500千円に満たない事業は採択しない。

(2) 生活福祉資金貸付制度について

ア 生活福祉資金における地域の低所得者等に対する自立支援について

生活福祉資金貸付事業については、時代のニーズに合わせて改善を重ね現在に至ったところであるが、昨今の地域社会における諸問題、特に生活保護や多重債務の未然防止を図るためのセーフティネットである重要な施策として再認識する必要がある。

近年の貸付決定件数は横ばい又は減少傾向にあり、例えば、各都道府県別の貸付決定件数と被保護世帯数等との相関等を比較すると、貸付決定件数が著しく少なく、制度の役割を果たしていないと考えられる府県も見受けられる。

本制度の効果的な活用により被保護世帯への落層予防や生活困窮者の経済的自立に資することが可能となるものであり、制度が周知されていないことにより恒常的な生活困窮に陥る世帯等がないよう制度の積極的なPRに努められたい。

イ 生活福祉資金貸付制度の安定的な運営

本制度の安定的な運営のためには、必要な貸付原資及び貸付事務費の確保、適切な償還指導等が重要である。

貸付原資については、貸付金額が高額となる長期生活支援資金の貸付の増加や資金需要を踏まえた上で、本制度の安定的な運営に支障をきたすことがないよう中長期的な視点に立ち必要な財源が確保できるようご配慮願いたい。

貸付事務費については、本制度の効果的な活用により被保護世帯の落層予防や生活困窮者の経済的自立に資することが可能となることに鑑み、社会福祉協議会における十分な相談体制、事務処理体制、償還指導体制を確保するための必要な財政措置にご配慮願いたい。

また、本制度は、一定の財源をより多くの世帯が繰り返し活用することで制度が成り立つものであることから、延滞債権については市町村社協と連携するなど延滞世帯の状況把握を精力的に行い償還指導が適切かつ迅速に行われるようご配慮願いたい。

なお、償還指導に際しては、真に償還が困難と認められるケースについては償還免除を行い、償還が可能と見込まれるケースについては継続的な償還指導を行うとともに必要に応じ金融機関等の活用も検討されたい。

ウ 緊急小口資金の拡充について

緊急小口資金の拡充については、貸金業法の改正等を踏まえ緊急に資金が必要になった際のセーフティネット充実を目的として、貸付限度額を5万円から10万円に引き上げることとした。

本資金が多重債務に陥ることを未然に防ぐとともに、緊急的一時的な資金需要に対応する施策として積極的な制度周知にご配慮願いたい。

なお、緊急小口資金の借受世帯に対しても、生活福祉資金の目的・趣旨を踏まえ単なる資金の貸付のみではなく、借受世帯との相談・状況把握を行ったうえで貸付決定を行われたい。

エ 要保護世帯向け長期生活支援資金の施行準備について

要保護世帯向け長期生活支援資金については、平成19年4月から施行すること

としているが、円滑な施行に向け、実施主体である都道府県社会福祉協議会に対する財政措置及び社会福祉協議会と福祉事務所との十分な連携体制の確保について特段のご配慮を願いたい。

制度の内容等については、社会・援護局保護課資料を参照されたい。

(3) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業の名称変更及び拡充）について

ア 一人暮らし高齢者世帯が増加し、今後、地域生活に移行する精神・知的障害者の増加が見込まれている中、福祉サービスの利用援助をはじめとする本事業によるきめ細かな相談援助等に対する期待はますます高まるものと考えている。

イ 都道府県・指定都市においては、本事業の重要性を認識いただき、相談窓口となる社会福祉協議会等（基幹的社会福祉協議会等）の増設や専門員についての社会福祉士の配置促進及び所要の財政措置に配意されたい。

ウ 厚生労働省においても、相談支援体制の整備を図るため、平成19年度より下記のとおり本事業の充実・強化を図ることとしたところである。

平成19年度実施事業における主な変更点

1. 相談窓口の増

平成19年度から3年間で、相談窓口を全市に設置する方向性を明確化し、平成19年度予算（案）においては、相談窓口となる社会福祉協議会等（基幹的社会福祉協議会等）140ヶ所増設分の財源を確保。

2. 事業名称の変更

一層の利用が促進されるよう、従来よりわかりにくいとの指摘があった事業名称を「日常生活自立支援事業」と改める。

3. 相談体制の強化

専門員による利用者の掘り起こしや、初期相談から契約に至るまでのきめ細かな相談支援が重要な役割を担っていることに鑑み、専門員の保有資格を明確化（原則、社会福祉士）し、相談体制の強化を図る。

4. 援助内容

従来、本事業に基づく援助内容である

ア 福祉サービスの利用に関する援助

イ 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助

ウ 住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援

助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

エ ア、イ又はウに伴う預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）

に加えて、本事業で付随的に行われてきた「ア、イ又はウに伴う定期的な訪問による状態把握」等についても重要な機能として認められるので、援助内容として明示予定。

エ 併せて、都道府県・指定都市においては、実施状況の低い社会福祉協議会を督励するとともに、改めて、民生委員、福祉・保健・医療機関及び地域住民等への制度周知を徹底するようお願いしたい。

オ また、ニーズを有する者の把握及び生活支援員の確保のための地域における関係機関等とのネットワークの形成、研修の実施などによる専門員や生活支援員の資質並びにサービスの質の向上等についても、引き続き、一層の指導、支援を行うとともに、本事業と成年後見制度の効果的な連携を図り、利用者の地域生活支援の充実を促進するよう、特段のご配慮をお願いしたい。

（４）民生委員・児童委員活動の推進について

ア 民生委員・児童委員には、地域住民の多様な生活課題の解決のため、必要に応じて、関係機関等につなげていく役割が求められており、その活動を円滑に行うためには、行政並びに多様な活動主体と連携・協働を図る体制を整えておくことが必要である。

イ しかし、一部の地方自治体においては、情報提供について慎重となるあまり、民生委員・児童委員に対しても、必要な情報が提供されず、その活動に支障が生じているとの報告を受けている。各地方自治体におかれては、民生委員・児童委員活動の重要性を踏まえ、その円滑な活動が図られるよう、必要な情報の提供につきご配慮をお願いしたい。

ウ また、民生委員・児童委員に対しては、守秘義務について再徹底し、併せて、資質向上が図られるよう研修に努めるとともに、地域住民に対しては、民生委員・児童委員制度の正しい理解が得られるよう、広報等に努められたい。

エ なお、地域住民のプライバシー意識の高まりを背景に民生委員・児童委員が相談支援活動を行う際に証明書の提示を求められる機会が増加しており、民生委員・児童委員と要援護者との安心かつ適切な相談環境づくりのための「民生委員・児童委員証明書」の作成についても、引き続き、特段のご配慮をいただきたい。

オ 市町村によっては、民生委員・児童委員活動と連携あるいは協力して地域福祉活動を行う協力者（福祉委員等）を独自に設置することにより、効果的かつ円滑な活動が実施されているところであり、こうした事例も参考とされ、管内市町村における民生委員・児童委員活動への協力体制の整備にご配慮願いたい。

カ 平成19年12月には、3年ごとに行われている民生委員・児童委員の一斉改選が行われる。選任に当たっての年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものとしている（「民生委員・児童委員の一斉改選について」平成16年7月6日雇児発第0706002号、社援発第0706005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）ので、都道府県等においては、改選に際して、民生委員・児童委員活動に支障を来すことのないよう幅広い層からの適任者の選任に特段のご配慮を願いたい。

(5) ボランティア活動の振興について

ア ボランティア活動については、従来の福祉分野を超えて、環境、災害被災者支援など様々な分野で活動が行われている。今後は、いわゆる団塊の世代の方々の参加により活動の担い手の広がりも予想される場所である。こうした状況を踏まえ、各地方自治体においては、大学、専門学校との連携や企業への働きかけなど、ボランティア活動の裾野を拡げるための創意工夫等を行うとともに、ボランティア活動の一層の推進に向けた基盤整備に努められたい。

イ また、基盤整備にあたっては、社会福祉協議会のボランティアセンターがボランティアの登録・あっせんはもとより、より住民に利用しやすい柔軟な運営及びボランティア活動者を掘り起こすための積極的なPR活動など、ニーズに応えた活動を実施するよう、管内市町村に対する積極的な指導、支援を行うとともに、管内社会福

社協議会ボランティアセンターが、広域的な課題への積極的な取組みを行い、ボランティア活動に参加しやすくするための体制の整備を図ることができるよう指導、支援を願いたい。

ウ なお、従来の「ボランティア振興事業」で実施していたボランティア活動の振興に向けた取組みについては、地域福祉等推進特別支援事業において補助することと
しているので、対象者の拡大や重点化、新しい手法の開発や実施手法の改善など一
層の創意工夫を凝らし、積極的な活用を図られたい。

(6) 社会福祉協議会について

ア 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、目的を共にする様々な活動主体の活動を支援し、協働を図ること、また、低所得者であったり、判断能力が十分でないなどにより他の民間事業者等では対応し難い人々の生活課題に対する相談支援機能の充実・強化について、重点的に取り組んでいくことが必要である。

イ 各地方自治体においては、社会福祉協議会がこれらの役割を十分に発揮し、地域のニーズに応える、開拓性、即応性、柔軟性を発揮した事業展開を図ることが
できるよう、専門的人材の配置や所要の財政措置に配意されたい。

(7) 地域福祉計画の策定について

ア 地域福祉計画は、住民の主体的な参加により、地域における生活ニーズを明らかにするとともに、その解決に向け公民協働により多様なサービスを総合的に提供する体制を計画的に整備するものである。

イ 市町村地域福祉計画の策定状況をみると、平成18年10月1日現在で策定済の市町村が22.9%、策定予定を含めると59.6%となっている。

最も策定済の割合が高い都道府県 (策定予定を含む)	77.4% (97.7%)
最も策定済の割合が低い都道府県 (策定予定を含む)	0.0% (17.1%)

ウ また、市区部と町村部でみると、市区部においては、策定済の市区が35.3%、策定予定を含めると78.4%と一定の推進が図られているものの、町村部においては、策定済が13.4%、策定予定を含めても45.0%と低調となっている。

(市区部)	
最も策定済の割合が高い都道府県	85.7%
(策定予定を含む)	(100.0%)
最も策定済の割合が低い都道府県	0.0%
(策定予定を含む)	(27.3%)
(町村部)	
最も策定済の割合が高い都道府県	60.0%
(策定予定を含む)	(100.0%)
最も策定済の割合が低い都道府県	0.0%
(策定予定を含む)	(12.5%)

エ 地域福祉計画の策定推進には、都道府県による積極的な働きかけや支援が重要であり、とりわけ、今後は、管内町村部に対する一層のご指導、ご支援を願いたい。

(8) いのちの電話について

近年、我が国の自殺者は年間3万人前後で推移する状況が続き、平成17年度中の自殺者は30,553人に達している。

「いのちの電話」は、精神的危機に直面し、援助と励ましを求めている人々が健全な社会人として生活できるよう援助することを目的として、全国で49センターが活動（うち、23センターは24時間体制で受付け）しており、電話による相談事業を通じ、自殺を考えている人を思いとどまらせ、また、関係機関を適切に紹介することにより、自殺予防に寄与しているところである。

各自治体においても、他の自殺予防対策の推進とあわせて、必要な人々が電話相談を利用できるよう、日頃から「いのちの電話」に関する広報等を行っていただきたい。

要保護世帯向け長期生活支援資金の創設

(案)

概要

1) 趣旨	<p>【ストックのフロー化】</p> <p>○居住用不動産の現金化を容易にし、所有する住居に住み続けながらその活用を促す施策として、要保護世帯向けの長期生活支援資金貸付金制度を新たに設ける。</p> <p>【生活保護における居住用不動産の活用の徹底】</p> <p>○居住用不動産を有する高齢者世帯について、当該貸付金の利用を生活保護に優先させるとともに、利用している間は生活保護の適用を行わないものとする。</p>
2) 対象	原則として 65 歳以上の高齢者世帯で評価額 500 万円以上の居住用不動産資産を有し、本貸付金を利用しなければ保護の受給を要する世帯であると福祉事務所が認めた者
3) 対象となる不動産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価額 500 万円以上の不動産（集合住宅含む） ・ 他の債権の担保になっていないこと。
4) 貸付限度額	評価額の 7 割（集合住宅は 5 割）
5) 貸付月額	生活扶助基準額の 1.5 倍以内（福祉事務所の証明による）。
6) 連帯保証人	不要
7) 手続き	福祉事務所において、生活保護受給の要否及び貸付対象世帯該当性を判断し、該当する場合は、福祉事務所において、申請者に貸付の利用を指導するとともに、貸付対象世帯である旨の通知書及び必要事項を調査書等としてまとめたものを社協へ送付する。
8) 償還時期	借受人死亡時（配偶者が契約を承継する場合は、その配偶者死亡時）。
9) その他	<p>実施主体：都道府県社協</p> <p>貸付原資負担割合：国 3 / 4、都道府県又は指定都市 1 / 4</p> <p>貸付事務費負担割合：国 1 / 2、都道府県 1 / 2</p> <p>（不動産鑑定費用、登記に係る費用は保護の実施機関が負担）</p>